

平成 2 3 年度第 5 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成 2 3 年 7 月 1 3 日 (水)	午前 9 時
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

第5回定例会議事日程

1 日 時 平成23年7月13日(水)午前9時

2 場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室

3 会議に付すべき事件

第1 第14号議案 高齢者叙勲候補者の推薦について

第2 請願第2号 「子どもを一人の人間として尊重し、子どもの人権が侵害されることのないよう『子どもの権利条約』を浸透させ『開かれた教育行政』を推進することを求める請願」について

第3 請願第3号 「平成23年度中学校教科書採択〔歴史的分野〕における教育基本法を遵守した教科書採択をお願いする請願」について

第4 請願第4号 「平成23年度中学校教科書採択〔公民的分野〕における教育基本法を遵守した教科書採択をお願いする請願」について

第5 請願第5号 「教育基本法・学校教育法の改正、学習指導要領改訂に伴う教科書採択制度の改善に関する請願」について

第6 請願第6号 「八王子市立中学校使用教科用図書採択に関する請願」について

4 報告事項

「平成23年度夏休み子どもを取り巻く事故・犯罪ゼロ作戦」について

(教育総務課)

第5回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成23年7月13日(水)午前9時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
第15号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について
-

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(1番)	小田原 榮
委 員	(2番)	和田 孝
委 員	(3番)	川上 剋美
委 員	(4番)	水崎 知代
教 育 長	(5番)	石川 和昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再掲)	石川 和昭
学 校 教 育 部 長	坂倉 仁
学校教育部指導担当部長	佐島 規
教 育 総 務 課 長	穴井 由美子
学 校 教 育 部 主 幹 (企画調整担当)	平塚 裕之
施 設 整 備 課 長	矢光 克彦
学 事 課 長	海野 千細
学 校 教 育 部 主 幹 (保健給食担当)	山野井 寛之
指 導 課 長	廣瀬 和宏
指 導 課 統 括 指 導 主 事 (特別支援教育・ 教育センター担当)	藏 重 佳 治

指導課統括指導主事 (企画調整担当)	所 夏 目
指導課統括指導主事 (教育施策担当)	山 下 久 也
指導課前任指導主事	木 下 雅 雄
生涯学習スポーツ部長	榎 本 茂 保
生涯学習スポーツ部参事 (図書館担当)	望 月 正 人
生涯学習総務課長	宮 木 高 一
スポーツ振興課長	小 山 等
生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当)	遠 藤 幸 保
国体推進室主幹	富貴澤 繁 幸
国体推進室主幹	高 橋 利 光
学習支援課長	小 松 正 照
文化財課長	田 島 巨 樹
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	中 村 照 雄
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	田 中 明 美
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	玉 木 伸 彦
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	齋 藤 和 仁
教育総務課主査	遠 藤 徹 也

事務局職員出席者

教育総務課主任	久 保 陽 子
教育総務課主任	最 上 和 人

【午前9時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。これより平成23年度第5回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、2番、和田孝委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

また、本日追加日程の提出がありましたが、これについても議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

なお、議事日程中、第14号議案と追加議事日程の第15号議案につきましては、審議内容が個人情報に及ぶため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

なお、会場の電気は節電の取組として、真ん中の1本のみの点灯ですが、どうぞご了承願いたいと思っております。

小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第2、請願第2号「子どもを一人の人間として尊重し、子どもの人権が侵害されることのないよう『子どもの権利条約』を浸透させ『開かれた教育行政』を推進することを求める請願」についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

廣瀬指導課長 請願第2号「子どもを一人の人間として尊重し、子どもの人権が侵害されることのないよう『子どもの権利条約』を浸透させ『開かれた教育行政』を推進することを求める請願」について、教育委員会請願処理規則第3条に基づいて説明いたします。

所統括指導主事より説明いたします。

所指導課統括指導主事 本請願に関する現状について御説明いたします。

本市教育委員会では、日本国憲法、教育基本法、学校教育法に基づくことはもとより、

教育3法の改正の趣旨を踏まえ、教育基本法の基本理念の実現に向けた本市の教育振興基本計画である「ゆめおり教育プラン」を平成22年2月に策定いたしました。

そして、教育に関する課題や取り組みの方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、所管する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を公表しております。

また、より開かれた教育委員会を目指した取り組みや会議録の公表、広報紙「はちおうじの教育」の発行など、開かれた教育行政を推進しているところであります。

本市の教育目標の基本方針には、第一に人権尊重の精神の育成が掲げられています。人権教育については、各学校でも教育課程の基本方針などに掲げているところでございます。

また、東京都教育委員会が作成しております「人権教育プログラム」を毎年、全教員に配布しております。この「人権教育プログラム」には、子どもの権利条約に関する資料も掲載しております。本市の人権教育推進委員会においては、年2回の研究授業を公開し、各学校への報告書の配布を行うとともに、「人権教育プログラム」の活用を図っております。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。

本件につきまして御意見、御質疑はございませんか。

和田委員 まず、この請願書の取り扱いについて確認をさせていただきたいのですが、この委員会で話し合いをした後に、どういう結論があるのか。結論としてどういう形になってくるのか、説明をしていただけるとありがたいのですが。

穴井教育総務課長 請願につきましては、この委員会で採択または不採択、もっと審議が必要だということであれば継続審議という、その三者の選択になるかと思えます。一部採択については、八王子市議会の例により行わないことになっておりますので、請願の趣旨、それから採択した後の効果、そういったものを考慮した中で採択か不採択を決定していただければと思えます。

小田原委員長 よろしいですか。そのほかの御質疑ございますか。

和田委員 この請願書には理念は書かれているのですが、具体的な請願の内容というような部分が、こちらとしては読み取れないのです。この理念に関しては、今、事務局のほうからも説明のあったように、八王子市の教育委員会や私たち自身も、この示されてい

る憲法をはじめとして、さまざまな法令に基づいて審議をしているわけなので、具体的な請願の内容が示されない中で理念を遵守せよという請願について、当然のことだというふうに私は思っているのですが、ここでの議論というのはどんなふうに進めていったらいいのか、逆にわからない部分があります。当たり前のことなのですが、請願を採択することによって、その趣旨を踏まえるか踏まえないかということは、私としては全く、この請願によるものではないと基本的にはそういう考えで進めておりますので、ここでその請願の内容について話し合い、結論を出すというのはいかがなものというふうには思っているのですが。

小田原委員長 和田委員はそういうことですが、ほかの方はいかがですか。

川上委員 そのとおりだと思います。理念のみと和田委員がおっしゃいましたけれども、そのとおりだと思います。これが採択されたことによって、先ほど和田委員もおっしゃっていましたけれども、どうなるのですかというところがわからない。どうするのでしょうかと、どうできるのでしょうかというところが、それはもう変わらないことなのではないかなというふうには思います。

水崎委員 最後のところで、開かれた教育行政を推進してくださいとなっているのですけれども、例えば、今、事務局から理念の説明はありましたけれども、具体的ところで、こういうところが今開かれていないからこうしてほしいとか、ここは開かれているけれどもさらに開いてほしいとか、そういうような具体的なことがあれば、また検討する必要もあるのかなと思うのですけれども、そこがちょっと明確になっていないので、私は気持ちとしたら、教育委員会だけではなく市全体のことも開かれていくべきだろうと思っていますので、ちょっと何ともこれ以上のことは私もできないと思っています。理念については、事務局の御説明と私も同じ感想です。

小田原委員長 ということですが、いかがですか。

今、各委員の皆さんからお話がありましたけれども、理念ということは事務局の説明の中で説明されたということですが、事務局としては理念だけというふうに言われてよろしいですか。

廣瀬指導課長 そうですね。この内容においてもう少し具体的に提示をお願いしたいと思うのですけれども、やはり請願の中で、今、統括指導主事から説明をさせていただいたような、より理念的な、皆さん一般的にそれを推進しているのだというところの観点ですので、それ以上はちょっと読み取れない部分はございます。

小田原委員長　理念とともに、当然、法令はもとより、東京都並びに八王子市としての教育目標に則って、その人権教育並びに子どもの権利条約等を具体的に浸透させ、開かれた教育行政を推進していますということで、理念だけではなく、ここで言われていることについても具体的に推進しているのだという説明だったというふうに私は思うのですが。そういう点で、私どもとしては十分やっているのに、この請願として受け入れるというか、採択するというところまでは考えられないということだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

事務局のほうで補足することはございますか。

所指導課統括指導主事　特にございません。

小田原委員長　それでは、お諮りいたしますけれども、請願第2号「子どもを一人の人間として尊重し、子どもの人権が侵害されることのないよう『子どもの権利条約』を浸透させ、『開かれた教育行政』を推進することを求める請願」は不採択ということとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　異議ないものと認めます。

よって、請願第2号は不採択とすることにいたしました。

なお、この結果につきましては、事務局から請願者に通知するよう、お願いいたします。

小田原委員長　次に、日程第3、請願第3号「平成23年度中学校教科書採択〔歴史的分野〕における教育基本法を遵守した教科書採択をお願いする請願」についてを議題に供します。

本案について、指導課から御説明願います。

山下指導課統括指導主事　6月2日に、「平成23年度中学校教科書採択〔歴史的分野〕における教育基本法を遵守した教科書採択をお願いする請願」が、八王子の教育を良くする会あおぞら日本の代表箇木徹さんから出されております。

請願事項は次のとおりであります。

平成18年に改正された教育基本法では、新たに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」（教育基本法第1章第2条5）という教育の目標が明確に示

されました。

教育基本法とともに改正された中学校学習指導要領（歴史的分野）では、「歴史上の人物や出来事などについて調べたり考えたりする・・・」（２内容（１）ア）、「・・・受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め、・・・」（２内容（１）イ）と、具体的に学ぶべき事柄が書き加えられています。

旧教育基本法及び旧中学校学習指導要領からの、他の改正内容と同様に、この観点からの教科書の比較検討を、教育委員の皆様が自らで行っていただき、中学校歴史教科書の採択が厳正に取り行われることをお願いします。

これに関する現状です。

今回の採択の対象となる教科書は、文部科学省において教育基本法の改正並びに学習指導要領の改訂を踏まえた検定を経ております。八王子市教育委員会においては、教育基本法の改正や、新しい学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、内容についてもさまざまな観点から判断し、教育委員会として自らの権限と責任により、適正かつ公正に採択を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。

本件につきまして、御質疑、御意見ございませんか。

和田委員 この請願についても、最初の請願事項のところについては、法令及び中学校の学習指導要領の内容を示したものであって、さらに教育委員が自らの手で教科書採択の調査研究を行って採択を行っているということについては、事実そのもの示しているものであって、これが何を請願しようとしているのかというのが、よく理解できない部分があります。このとおり、私どもは、誠心誠意教科書採択を自らの手で行っていると考えています。

それから、請願理由については、書かれていることがわからないわけではありませんけれども、私は特に後半の方を、被災地を訪問されている天皇陛下の行為等が八王子の子どもたちに理解されないというようなことはあり得ないと思っておりますし、それは八王子の子どもたちだけではないというふうに思っています。

教育上、大きな損失を被っているというようなそういう表現もありますけれども、このことをもって教育上の大きな損失を被っているというふうにも私自身は考えておりません。

この一部を取り上げるということではなくて、この請願理由がある特定の内容に基づいて請願がされているということについて、私どもはもう少し広い範囲で、さまざまな角度から観点をもって採択を行っているわけですので、この請願事項の内容については、もう当然の事実であって、この請願の理由については、これ以外の観点も含めて、広い視野から教科書採択を行っていると私自身は自負しておりますので、この請願の内容について、ここで改めてこれを採択して、私どもの教科書採択を確認したり、あるいは今後の方針が何ら変わるところがございませんので、私自身はこの請願については不採択と考えております。

小田原委員長 ということですが、ほかの皆さんいかがですか。

川上委員 そのとおりだと思います。実は、何年か前の教科書採択の折、採択した後に手紙をいただきました。教科書の採択の審議のときに傍聴にいらした方からでしたが、教育委員は教科書をろくに見もしないで決めたというふうにお思いになったようです。しかし、私どもは、先ほどから和田委員がおっしゃっているように、何週間も前から教科書を自宅へ持ち帰ってひっくり返し、いろいろな観点から自分の目で見ています、読んでいますというところを申し上げたいと思います。すべてがこの場で明らかになるわけではないかもしれませんが、そのことはお伝えをしておきたいと思います。あとは、和田委員と意見は同じでございます。

小田原委員長 ということですが、いかがですか。

水崎委員 前にも、お話ししましたけれども、教科用図書選定資料作成委員会で検討していただいた報告書をいただくわけですが、それを見ながら、自分自身も何度も何度も教科書を読み返しながらか、私は保護者という立場でここに入っていますけれども、親としてどういう教科書を子どもに与えてやったらいいのかなと、そういう思いを頭に置きながら、公平かつ中立という立場で、責任を持って選んでいきたいと思っておりますので、そのことはわかっていただきたいと思っております。

小田原委員長 そのほかに、何かございませんか。

そうすると、皆さんのご意見は、この請願事項並びに事由については、その請願事項そのものについて私どもは既にそれぞれの立場で十分教科書を研究し、そして厳正な公平中立の立場で選定採択にあたっているということがあり、また理由については和田委員、川上委員からもお話がありましたけれども、理由として十分納得できる部分はないということでありまして、特にそのほかの御意見がないようですので、お諮りし

てよろしいですか。

ただいま議題となっております、請願第3号「平成23年度中学校教科書採択〔歴史的分野〕における教育基本法を遵守した教科書採択をお願いする請願」につきましては、これまでのご意見を踏まえまして不採択としたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、請願第3号につきましては不採択とすることにいたしました。

この結果につきましては、先ほどの請願と同様に、事務局から請願者に通知するよう、お願いいたします。

小田原委員長 次に、日程第4、請願第4号「平成23年度中学校教科書採択〔公民的分野〕における教育基本法を遵守した教科書採択をお願いする請願」についてを議題に供します。

本件について、指導課から御説明願います。

山下指導課統括指導主事 6月2日に、平成23年度中学校教科書採択〔公民的分野〕における教育基本法を遵守した教科書採択をお願いする請願が、八王子の教育を良くする会あおぞら日本の代表楠木徹さんから出されております。

請願事項は次のとおりでございます。前段は先ほどの請願と同じなので省略させていただきます。

教育基本法とともに改正された中学校学習指導要領（公民的分野）では、「・・・また現代社会における文化の意義や影響を理解させるとともに、我が国の伝統と文化に関心を持たせ、文化の継承と創造の意義に気付かせる。」（2内容（1）ア）と、具体的に学ぶべき事柄が書き加えられています。

また、「・・・日本国及びの本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。」（2内容（3）ア）は、旧中学校学習指導要領のころから記載があります。

旧教育基本法及び旧中学校学習指導要領からの、他の改正内容と同様に、この観点からの教科書の比較検討を、教育委員の皆様が自らで行っていただき、中学校公民教科書の採択が厳正に取り行われることをお願いいたします。

これに関する現状でございます。

先ほどと同様でございますけれども、今回の採択の対象となる教科書は文部科学省において、教育基本法の改正並びに学習指導要領の改訂を踏まえた検定を経ております。八王子市教育委員会においては、教育基本法の改正や新しい学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、内容についてもさまざまな観点から判断し、自らの権限と責任により適正かつ公正に採択を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。本件につきまして、御意見・御質問ございましたらお願いいたします。いかがですか。

和田委員 公民的分野についても、先ほど歴史的分野に関して申し上げたのと同様のことで、繰り返しになりますけれども、私どもは法令や学習指導要領の趣旨を十分生かしながら教科書採択を自らが行っておりますので、この請願事項については、新たにこれを採択することによって私どもの採択が変わるものではないと考えておりますので、私自身は不採択と考えております。

小田原委員長 ということですが、いかがですか。

水崎委員 先ほどと同じ考えなので、不採択で。

川上委員 同様です。

小田原委員長 同様ということで。

それでは、お諮りいたしますけれども、請願第4号「平成23年度中学校教科書採択〔公民的分野〕における教育基本法を遵守した教科書採択をお願いする請願」につきましては、これまでの議論を踏まえまして不採択としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、請願第4号につきましては不採択とすることにいたしました。

この結果につきましても、事務局から請願者に通知するよう、お願いいたします。

小田原委員長 次に、日程第5、請願第5号「教育基本法・学校教育法の改正、学習指導要領改訂に伴う教科書採択制度の改善に関する請願」についてを議題に供します。

本案について、指導課から御説明願います。

山下指導課統括指導主事 6月27日に教育基本法・学校教育法の改正、学習指導要領改訂に伴う教科書採択制度の改善に関する請願が自民党新政会近藤充、伊藤しょうこう両氏から出されております。

請願事項は次のとおりです。

教育基本法、学校教育法の改正、学習指導要領の全面改訂と、教科用図書検定調査審議会報告に基づき、これら法令等において改善された内容が新しい教科書内容に反映されているか、採択の指標（観点）を定め、各々の教科書の調査研究を行うこと。

各々の教科書の調査研究に基づき、教育基本法と学校教育法の目標及び学習指導要領の目標等を達成する上で、もっとも適切と思われる教科書を採択すること。

これに関する現状です。

請願事項 につきましては、教科書採択にあたり八王子市教育委員会は、教科用図書選定資料作成委員会を置き、その報告を参考にしながら採択を行います。選定資料の作成は、平成24年度八王子市立中学校使用教科用図書採択要綱に定めた調査の観点に従って実施いたします。

調査の観点は、1、内容の選択。2、構成及び分量。3、表記及び表現。4、使用上の便宜。5、総合所見となっており、特に5の総合所見につきましては、各教科の専門性や新学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、教科ごとに重点調査項目を複数設けて調査を行っております。

請願事項2につきましては、八王子市教育委員会においては、教科用図書選定資料作成委員会の調査報告を参考にし、教育基本法の改正や新しい学習指導要領の趣旨等を十分に踏まえ、教育の目的や目標達成のためにもっとも適切と思われる教科書を自らの権限と責任により採択します。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。本件につきまして御質疑・御意見がございましたらお願いいたします。

和田委員 事務局に再度確認をしたいのですが、今、ここに書かれている請願事項のさまざまな法令や手続上の内容について、八王子市教育委員会が行っている教科書採択の手続に何かそごがございますか。

山下指導課統括指導主事 すべては法令等に基づいておりますので、そごはございません。

和田委員 そうしますと、この請願事項についても、現状の八王子市教育委員会が行って

いる教科書採択の手続等あるいは法的根拠等が何も問題がないと私自身は考えているのです。それで、特に請願理由のところも、これは4段に分かれていますけれども、最初の3段は事実の記載であって、特に何か理由という根拠にはならないと思いますし、最後の段のところについて初めて要望が出てくるのですが、この要望の内容についても、特にこれまでの手続あるいは私どもがかなり配慮しなければならないことを指摘している部分ではないと考えておりますので、この請願の趣旨はもっともなのですが、この請願をもって私どもが教科書採択を行うということではなくて、もう既に行っていますし、今後とも同様の教科書採択を行っていくということから、この請願を私どもが採択する意義というか意味をあまり感じないので、私自身としては不採択でよろしいのではないかと考えております。

小田原委員長　　ということですが、

水崎委員　　今の和田委員のお考えに同感です。

川上委員　　同じです。

小田原委員長　　そごはないということで、教育委員会としてはこのとおりなのですが、1点、和田委員も指摘されたのですが、理由の4段目のところで、「これら法令等のどこに重点を置いた執筆編集をしているのか、教科書の特徴が明らかになる指標を設けて分析し」とありますが、ここのところは当然入っているわけなのですけれども、これまでの調査研究の報告の段階で、我々委員のほうから逆に指摘とか質問して修正していただいているわけなのですけれども、この観点からというよりは、その本の大きさがどうだとか、目次がどうだとかいうところが、ややもすると目立ってしまう報告の仕方があったので、そういうところではありませんよというのは私たちの立場から言っているところがあります。そういう部分は我々として考えなければならないところもあるのですけれども、それはもう十分私どもは承知しているわけですから、ここで言われるまでもなく、そういう観点ないしは指標分析を含めて、私どもは十分やっているのであるということで、ほかに御意見なければお諮りしてよろしいですか。

それでは、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております請願第5号「教育基本法・学校教育法の改正、学習指導要領の改訂に伴う教科書採択制度の改善に関する請願」につきましては、不採択としたいと思いますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、請願第5号につきましては、不採択とすることにいたしました。

この結果につきましては、事務局から請願者に通知するよう、お願いいたします。

小田原委員長 続きまして日程第6、請願第6号「八王子市立中学校使用教科用図書採択に関する請願」についてを議題に供します。

本件について、引き続き指導課から御説明願います。

山下指導課統括指導主事 7月4日に八王子市立中学校使用教科用図書採択に関する請願が、教育を考える八王子市民の会の代表熊谷伸一郎さんほか69名から出ております。請願事項は次のとおりです。

中学校使用教科用図書の採択にあたっては、以下の御配慮をお願いいたします。

1. 子どもたちが主体的に判断できるように、考える材料を提供するものであること。
2. 現場の先生にとっても教えやすく、子どもたちの状況にあわせて創意工夫できること。
3. 多様な人々の存在や課題に気づかせ、その人々とも協調して課題解決を促すものであること。

これに関する現状です。

八王子市教育委員会は、教科用図書選定資料作成委員会を設置し、各教科の専門性のある中学校管理職及び教員による調査研究を行い、その報告を参考に教育基本法の改正や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、本市の中学校での使用、本市の子どもたちにとって、もっともふさわしいと思われる教科書を自らの権限と責任により、適正かつ公正に採択を行ってまいります。

説明は以上です。

小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。本件につきまして何か御質疑・御意見はございませんか。

本件につきましては請願者から申し出がございまして、請願の事情を述べていただくことにしたいと思いますけれども、これにつきまして御意見・御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、請願者からの申し出に基づいて、請願者の説明を認めます。議事進行の都合もありますので、請願者の方には5分以内でお願い

したいと思います。それでは、どうぞ。

請願者 座らせていただきます。

教育を考える八王子市民の会の斉藤です。私たちは、未来を担う子どもたちの成長を願って、八王子市での教育に関心を持っている保護者や市民の集まりです。日ごろ、八王子の教育に御尽力いただきありがとうございます。

今、私たちは、3月11日以来、東日本大震災と福島原発事故という大変な状況を子どもたちとともに体験しております。その中での中学校教科書採択ということで深く考えることができました。原発は安全、クリーン、安いと言われ続けてきましたが、事実ではないことを子どもたちも知りました。

私たちの先を生き続ける子どもたちは、大人たちの行動をじっと見て考えています。市民として教科書展示会場に足を運び、声を届けるということも、子どもたちに応える行為の一つだと考えています。

何度か教育センターに足を運び教科書を調べてまとめました。特に大きな違いがあったのは歴史と公民の教科書でした。気づいたことを何点か延べ、請願の趣旨説明とします。

まず、現行憲法の学習では、明治憲法との対比表を載せ、学習主体の生徒が自ら発見し、調べ、考えていくための工夫がなされている教科書がありました。一方、適切な材料提供もなく抽象的な説明が多い上、歴史的、世界的に通用するのか疑問を感じる説明も多く、子どもにわかりにくい教科書もありました。

次に、民主主義の学習では、子どもたちの身近なごみ問題から入り、中学生自身の行動で課題解決をしていった事例を紹介しながら民主主義を学んでいく、暮らしに根差した教科書がありました。一方、民主主義の抽象的な説明に終わり、身の周りにある民主主義、つくり上げていく民主主義、その視点がない教科書もありました。

さらに、巻頭のグラビア写真のすべてに、活動する子どもの姿がある教科書と、子どもの姿が全く見えない教科書がありました。このことは、子どもの姿ばかりではなく、人権の歴史を切り開いていった女性や民衆の姿が見えない教科書でした。

次は、全体の目次を見たときに、目次の言葉づかいや構成を見ても、子どもの暮らしとつながり、なじみやすさの配慮がある教科書と、子どもの存在が忘れ去られている教科書がありました。

最後に、教育は教科書を教えるのではありませんが、子どもたちの現実寄り添って

いる教科書であってほしいと思っています。その意味からも、教科書採択には、子どもたちの日常を一番知っている学校現場の先生たちの声が生かされることを強く要望します。

そして、八王子ゆめおりプランにも示されているように、平和憲法や男女共同参画社会の担い手として、多様な人々とともに生きていく力が子どもたちに育っていくことを願っています。

それで、請願の3項目について、きっと努力されているし、八王子市の教育委員会は頑張っていると思いますけれども、再度、こういう時期ですので、もう一度私たちの願いを聞いていただきたいということで、趣旨説明に変えたいと思います。

ありがとうございました。

小田原委員長 請願者からの請願の事情・趣旨についての御説明がありました。本件について、御質疑ございませんか。御意見を含めていかがですか。

川上委員 請願の趣旨については、ごもっともというふうに思います。

小田原委員長 では、請願をされた請願者の説明につきましては、特に御意見・御質問はないということですので、引き続き、事務局のほうの説明を含めて、改めて御質問・御意見ございましたらお願いいたします。

川上委員 今も申しあげましたように、この保護者の、それから教育を考える市民の会の方たちのご意見といたしますか、思いというものはごもっともだというふうに思います。私たちもそのように思っておりますし、当然、そのようにいたしておりますというところは申し上げたいと思います。

小田原委員長 というのですが、ほかの皆さんいかがですか。

水崎委員 教科書を選ぶことにおいて、最初にも申しあげましたけれども、私も常に子どもたちのためということ、いつも考えながら行動しているつもりでもありますし、特にこういう教科書採択のときも日々子どもたちが扱う教科書ですので、本当に一生懸命選んでいきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

和田委員 私自身も、ここに書かれている趣旨、それから請願事項についてはもっともだと考えておりますし、これまでもそういう観点で、ここで指摘されているようなさまざまな御指摘いただいている内容も踏まえながら採択を行ってまいりましたので、今後もそういうことで採択を進めていきたいと考えております。

特に、これから子どもたちが思考力とか判断力とか表現力とか、こういったものを身

につけていく、そういうことが求められていますので、子どもを主体に置いた学習ということを考えながら、どういう教科書がいいのかを考えていきたいと思っています。

小田原委員長 皆さんとしては、十分趣旨は理解できるのですけれども、自分たちの選定採択に当たってはこれまで十分考えてきたことであって、それを改めるものでもないということですね。

先ほどの説明の中で、私はグラビアだとか目次のところで御指摘があったのですけれども、これ一つの見方というか判断であって、そういうものであったとしても、そのような受けとめかたではない別の見方というのもあるというふうに私は思っていますので。その説明が十分そのとおりですというふうには、私は思わないところもあるわけですが、皆さんの意見のように、私たちは十分御指摘の趣旨事項については、それを踏まえてやっているところがございますので、改めて採択する必要はないというところが皆さんの御意見だというふうに思います。

というところでお諮りしてよろしいですか。それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第6号「八王子市立中学校使用教科用図書採択に関する請願」は、これまでの議論を踏まえまして不採択といたしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、請願第6号につきましては、不採択とすることにいたしました。

この結果につきましても、事務局から請願者に通知するようお願いいたします。

和田委員 私のほうから提案があるのですが、よろしいでしょうか。

小田原委員長 では、和田委員のほうからの御提案があるということですので、お願いいたします。

和田委員 今回、たくさんの請願がまとまってこの教育委員会にかけられるという、そういう状況がありました。この議論の中にありましたように、大変趣旨はわかりますし、思いは伝わってくるわけなのですが、かなり理念的な部分だけの請願であったりとか、あるいは事実の羅列をしながら基本的な考え方を示すというような、ある意味でかなり似通ったものが出ていたりとか、あるいは教科書採択等の場合には繰り返し同様の請願が出されていて、請願を出すことは悪いことではないし、私は否定するわけではないのですけれども、そういった請願がこのような形が出る前に、やはり事務局のほう

で少し具体的な請願の内容の有無であるとか、あるいは同様の請願が繰り返し出されているものについては、それを請願に対する内容も精査をするという意味から基準をつくっていただいて、教育長の専決事項で内容を精査していただくような、そういうシステムができないかなと考えているのです。一つひとつの請願は非常に大事にしていきたいというふうには考えているのですが、「ごもっともです」ということだけをこの委員会で申し上げるというのでは、議論に必ずしもなっていないわけで、請願の内容も少し精査するような、そういう基準であるとか、そういったものも設けながら、請願に対する取り扱いのシステムを構築していただけると、もう少し内容的にスムーズに議論が進むのではないかと考えています。

小田原委員長 和田委員からそのような提案がございましたけれども、いかがですか。

川上委員 そのように思います。

水崎委員 そう思います。

小田原委員長 事務局のほうはどうですか。和田委員の提案というのは、具体的に御理解できますか。

穴井教育総務課長 八王子市教育委員会請願処理規則の第4条に、教育長の専決ということで規定もございますので、それを踏まえて、もう少し請願処理が合理的というか、もっとシステムの的に処理ができるような基準を考えていきたいと思っています。

小田原委員長 そのシステムの的にというのは非常に難しいのだけれども、言っているのは基準という言葉がございましたね。それはどういうことかということ、繰り返し請願が出されているということとか、あるいは請願のその内容として請願に値する内容の有無、請願の有無が具体的に示されているかといったようなことで、そのどう扱うかという基準と取り扱い方、それを少し研究をして構築してほしいということです。規則の中で教育長の専決ということがありますが、それを使えということではなくて、それも含めて、規則を生かせるシステムをつくっていただきたいということです。それが請願法及び八王子市教育委員会請願処理規則を生かすことになるだろうということですね。趣旨を生かすということになるだろうということだと思いますので。今回で言えば、人権の教育の推進とか、あるいは開かれた教育委員会とか、あるいは教科書採択について、大事なことは、実際にそういうことが行えるかどうかということですから、そういうことをもっと具体的に本質的に進めることを私たちは考えなければいけないだろうと思います。和田委員の話は、形式的なことで時間を費やすということのないようにしたいとい

うことだと思いますので、御検討をお願いいたします。

それでは、和田委員のお話ありがとうございましたけれども、よろしゅうございますか。

小田原委員長 続いては、報告事項となります。

まず、教育総務課からご報告願います。

平塚学校教育部主幹 間もなく夏休みを目前に控えていますが、今年度も全庁的な取り組みとしまして、夏休み子どもを取り巻く事故・犯罪ゼロ作戦が行われます。この取り組みに関する説明と、学校教育部、生涯学習スポーツ部、それぞれの取り組み等について報告します。

報告については、遠藤主査のほうから報告させていただきます。

遠藤教育総務課主査 それでは、配付させていただきました資料に基づきまして御報告させていただきます。

本取り組みにつきましては、夏休み期間に子どもたちの安全を確保するために、全庁を挙げて情報を共有化し、子どもたちを事故や犯罪から防ぐ対策を講じるということで、夏休み子どもを取り巻く事故・犯罪ゼロ作戦と名づけまして、平成19年度から実施しているものでございます。

まず、取り組みの方針です。夏休み期間中、子どもに関する事故や犯罪をゼロにすることを目標とし、オール八王子で取り組むこととしております。

取り組み期間です。こちらにつきましては、夏休み期間にあたります7月21日から8月31日までとなっております。

取り組みの内容です。まず、職員としての取り組みといたしまして、従来実施しているところではございますが、公務外出時や通勤時等に子どもの見守りを行うこととしております。

また、全部署での共通の取り組みとしまして、暮らしの安全安心課にて作成しましたポスター掲出及びリーフレット設置による取り組みの啓発を行います。数の関係でお配りはしてませんが、こちらがポスターになりまして、声掛けや見守りに御協力ください、地域に危険な箇所がないか点検してください、不自然な子ども連れには一声かけるか110番通報をお願いします、といった内容となっております。

さらに、各施設における安全対策の徹底、その他独自の取り組み、対策といたしまして、お配りしております次のページ以降の別紙を用意してございます。

今回まとめさせていただいたものは、教育委員会が所管するものに関しまして、学校教育部、生涯学習スポーツ部の計画としてまとめたものを配付させていただいております。

主な取り組みの内容ですけれども、想定される事故や事例等を踏まえまして、まず、学校教育部の事務局としての取り組みでは、水の事故に対応するための安全点検。熱中症などに対応した迅速な情報提供や、熱中症指標計、冷却スカーフの配付、交通事故に対応したスクールガードリーダーや安全パトロールの見守り強化などの対策を講じるものでございます。

また、学校としての取り組みにつきましては、指導課より通知をしております夏季休業日における生活指導及び学校管理の通知をもとに、安全に関する事前周知から休業期間中の指導体制整備等の対策を講じるものでございます。

続きまして裏面になりますが、生涯学習スポーツ部では、授業参加者の往復途上時の事故・災害への遭遇に対しまして、「いかのおすし」等のポスター掲示による注意喚起。熱中症対策といたしまして、休息と水分補給の呼びかけ。水の事故に対応した監視員への指導強化やプール排水溝の重点監視等の対策を講ずるものでございます。

その他、詳細につきましては、配付の資料をごらんいただければと思います。

報告は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの御説明は終わりました。本件につきまして、御質疑・御意見ございましたらどうぞ。

詳細につきましては配付の資料をごらんくださいということですが、配付の資料というのはこの裏表ということですか。

遠藤教育総務課主査 そのとおりです。

水崎委員 ちょっと細かいところになるのですが、教えてほしいのですけれども、想定される事故・犯罪のところ、交通事故と書いてありますよね。これについて先程の説明だとスクールガードリーダー等によるということだったので、そこをもう一回詳しく教えてほしいです。といいますのは、子どもたちは自転車に乗ることも多いと思うので、自転車事故の心配もかなりあるのかと思いましたので、そこをもう一度御説明願いたいのと、事務局としての取り組みのところ、学校で活用するための熱中症指標計と冷却スカーフ、これは配付となっていますが、配付する対象者を教えてください。

平塚学校教育部主幹 前段のほうなのですけれども、夏休みに入りますが、学校ではさま

さまざまな学校行事等で登校日等がございます。そういった各学校の登校、学校の予定、こういったものを暮らしの安全安心課に情報提供をしまして、その中で暮らしの安全安心課のほうで、通称青パトが市内をパトロールします。そういったところで、学校の日程にあわせたパトロールの強化をしていただくというのが1点ございます。

先ほどの自転車の部分についてなのですが、こちらについては通常の学校、夏休みの前に指導をするということではなくて、通常の年間の指導の中で、自転車に対する安全教育というものは行っている実態がございます。

熱中症の指標計ですが、これについては従前から各中学校に配付をしておりますので、そのさらなる活用の徹底を図ります。冷却スカーフにつきましては、首にまいて使う、中にいわゆる保冷材みたいなものが入ったものですが、各学校の保健室に数個、常備をしまして、熱中症までいかなくとも、気分が悪くなった児童生徒に保健室の中で対応できるよう、各学校に配付をしたところです。

小田原委員長　　これ、タイトルがゼロ作戦計画書ということなのですが、これが作戦と計画書ではないでしょう。その作戦というのはどういうものであって、計画書というのはどういうものかという。これがそれですか。

平塚学校教育部主幹　こちらの資料については、ゼロ作戦計画書としておりますが、ちょっと適切ではないと思います。ゼロ作戦というのは、あくまでも全庁的な取り組みのことを指してまして、ここでは具体的には学校教育部、生涯学習スポーツ部、それぞれの中で子どもを事故・犯罪から守るというための取り組みの計画書ということになると思います。

小田原委員長　　生涯学習スポーツ部のほうにはないのだけれども、学校教育部のほうにある学校への掲示物と保護者等への周知のこの二つというのは、現物が具体的にあるのですか。

平塚学校教育部主幹　掲示物については、先ほどお見せしましたこちらのポスターになります。こちらに関しましては、生涯学習スポーツ部においては各施設で掲示をしている状況がございます。

それと、学校についてお願いをしたところでは、特にこの掲示物の中の3点。地域の方の見守りについては、各学校からそれぞれ保護者に改めて、学校だより等で周知をお願いしているところでございます。

それともう1点、リーフレットについては、このようなリーフレットを、各学校また

は各生涯学習スポーツ部関係の施設で窓口配付をして市民に対して啓発をしていこうというものでございます。

小田原委員長 夏休みももう近いわけだからこれでいいのですけれども、私としてはゼロ作戦というのがあるとすれば、作戦というのは何なのだと。計画書とあるわけだから、これが計画書だと言われると、いかにも寂しい感じがするわけです。

かつ、学校教育部と生涯学習スポーツ部と分かれてしまうと、教育もやはり縦割りでそのところでやっているのかというふうになって、全庁的なものとして取り組むとするならば、もうちょっと違った形で示されるべきではないかと思うのです。

なお、もっと言えば、水の事故、熱中症、不審者、交通事故と並んできて、マムシだとか風水害まで行くわけですが、こういうことが想定されるとすれば、それに対してそれぞれ別の対応になっていくわけですから、具体的な事例がこうだからどうするということも含めて、もう少し構造的に、あるいは体系的に整理してやっていかないとゼロ作戦にならないと思うのです。これは学校教育部だ、これは生涯学習スポーツ部だ、ではないのです。

さらに各学校では、もう行われていると思うのですけれども、夏休み中の生活指導について、それぞれの学校の仕方があると思うのですけれども、全校集会なり、あるいは学年集会なりを開いて、そこで徹底していくはずなのです。そういうものが各学校でなされているときにそれとどうかかわっているのかということ。学校に掲示するのは、その1枚のポスターであるとするなら、そういうだけではなくて、私たちが取り組んでいるものと、学校が子どもたちに、あるいは保護者に伝えるものとがどう関わっていくのかというようなことをつき合わせていくことによって、ようやくゼロ作戦がスタートするのだと思うのです。実際にゼロ作戦はゼロにしなければいけないわけですから、そのためにどういう努力をしているのかと、そういう計画は綿密にすべきだろうと思います。

これはこれとしてもうしようがないですけれども、私はそういうふうに感じました、
石川教育長 委員長の指摘のとおりなのですが、これでもまだ多少は進化したのです。縦割り行政というお話もありましたけれども、教育委員会の中でさえも縦割りになっていて。昨年までは学事課とか指導課とか、あるいは教育総務課とか施設整備課とか、別々にこの項目が出てきていたのです。それを学校教育部と生涯学習スポーツ部に集約しただけでもまだ、少しずつは変わってきていると。

今後、オール八王子で取り組むということですから、別の部のところでもう少しきち

っとした取りまとめをするように、私の方からも言っておきたいと思います。

一番大事なのは、学校を通して、あるいは市を通して家庭や子どもたちにしっかり伝わっていくことだと思います。事故・犯罪ゼロ作戦ではなくてゼロに向けての取り組みというような程度での表現のほうがいいのかなというふうにも思いますけれども、いずれにしても、市長部局のほうに伝えたいと思います。

和田委員　これは夏休みではなくても「ヒヤリ・ハット」をつくっていたではないですか。ああいうもののほうが、私は実際に使えるのではないかと考えています。これだけ項目を並べると、何というか漠然としてしまうなという感じがします。少し変わってきた部分もあると思うのですけれども、夏休み版の「ヒヤリ・ハット」でいいのではないかとこのように思いました。

小田原委員長　交通事故なら春と秋に交通安全週間とかをやりますね。秋になれば読書週間とか読書月間とかあるわけなのですけれども、ああいうキャンペーンはキャンペーンとして意味があるわけですが、今のお話のように、全体として、既にあるものをどう生かしていくかという、そういう観点かな。強化期間というふうな設定とか、いろいろ考えられると思いますので、徐々に進めていっていただければと思います。

平塚学校教育部主幹　まさしく御指摘のとおり、取り組みのための取り組みにならないよう、あくまでも子どもたちを守るというのが大事な視点というところですので。

また、まだこれからスタートというところもありますので、その辺は改めて周知するとともに、また、資料のつくり方といった部分については、また来年度に向けて工夫を重ねてまいりたいと思っております。

小田原委員長　ということですので、夏休み子どもを取り巻く事故・犯罪ゼロに向けて、よろしく願いたいと思います。

それでは、予定された報告事項は以上ですか。ほかにはございませんか。

坂倉学校教育部長　ございません。

小田原委員長　委員の皆さんの中で何か御意見・御提案、御報告ございませんか。よろしいですか。

1学期終わったところで、これは今日でなくて結構ですけれども、不登校あるいは長期欠席が、この1学期どうだったか、今までの新しい取り組みがどうだったのかということを含めてお知らせいただければありがたいと思いますので、また機会がありましたらお知らせください。

それでは、公開の場での審議は以上で終わりますので、ここで暫時休憩にいたしたい
と思います。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方はご退出願います。開会は10時2
0分ということによろしいですか。では、よろしく願いいたします。

【午前10時12分休憩】